

令和8年度熊本県介護テクノロジー一定着支援事業費補助金 Q & A 集

(掲載日：令和8年6月22日)

1. 補助対象事業者について		
	質問	回答
1	介護保険法に基づく指定又は許可は、いつの時点で受けている必要があるか。	事業計画提出の時点で、介護保険法に基づく指定又は許可を受けている（事業所番号が付与されている）必要があります。そのため、年度内に開業予定であっても、事業計画提出時に指定を受けていない場合は対象外となります。
2	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は補助対象になるか。	「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ補助対象となります。
3	同一敷地・建物内に「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」と「併設型短期入所生活介護」や「介護老人保健施設」と「併設型短期入所生活介護」が併設されている場合には、2事業所として扱うか。	同一建物にあり、番号が同じであっても、サービスは異なるため2事業所扱いとします。別々に申請してください。
4	いわゆる「みなし指定」を受けている事業所も対象となるか。	対象となります。
5	同一敷地・建物内に「介護老人保健施設」とみなし指定の「通所リハビリテーション」が併設されている場合には、2事業所として扱うか。	同一建物にあり、番号が同じであっても、サービスは異なるため2事業所扱いとします。別々に申請してください。
6	特別養護老人ホームですが、「従来型」と「ユニット型」で別々に介護事業所の指定を受けています。申請も別々に行う必要があるか。	従来型とユニット型で別々に指定を受けている場合、別々に申請してください。
7	現在休止中の事業所は補助対象となるか。	補助対象とはなりません。
8	過年度に当該補助金の交付を受けているが、事業計画の提出は可能か。	過去の補助回数・補助額に関わらず、事業計画の提出は可能です。

2. 事業計画の提出書類・提出方法等について		
	質問	回答
1	事業計画の提出は、法人単位、事業所単位のどちらで行えばよいのか。	法人内の事業所分を取りまとめ、法人単位で提出してください。ただし、事業計画書及び業務改善計画書は導入する事業所ごとに作成してください。
2	1つの事業所で、「介護テクノロジー等の導入支援事業」と「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」の両方の事業計画を提出することは可能か。	できません。どちらか1事業のみとなります。導入する機器の種類から、どちらの事業に該当するか判断して、事業計画の作成をお願いします。なお、「導入と一体的に行う業務改善支援事業」は必ず実施する必要があります。
3	法人でまとめて機器等を導入する場合、見積書は法人で1つでよいのか。	見積書は、申請する事業所ごとに作成していただく必要があります。
4	見積書において、対象外の項目が含まれており、「まとめ値引き」として値引きされているが、単価はどうなるか。	補助対象機器について、値引き後の金額で見積書を作成いただくか、どの部分が値引きされているかが分かるように見積書を作成いただき、補助対象経費の単価が分かるようにしてください。
5	1つの機器（ソフトウェア等）を、同じ法人内の複数の事業所で使用する場合、機器購入代は按分して申請するのか。	合理的な計算方法で按分して計算してください。申請書に、具体的な按分方法を記載した資料（任意様式）を添付してください。
6	タブレット端末等をインターネット上で購入する場合、申請書に添付が必要とされている見積書やカタログが無い場合はどうすればよいのか。	インターネットの画面で、購入しようとするタブレット端末等の値段、機能やサイズ等がわかる製品情報を示した画面をスクリーンショットするなどして、提出してください。
7	事業計画書に、導入する介護テクノロジー等の製品名及びメーカーを記載する必要があるが、導入するテクノロジーの種別（「移乗支援」「見守り・コミュニケーション」など）は決まっているが、具体的にどの機器にするかが定まっていない場合、事業計画書はどのように記載すればよいのか。	提出いただく事業計画書をもとに、導入するテクノロジーが補助対象に該当するものであるか確認する必要がありますので、具体的な機器まで選定いただき、当該機器のカタログ等の写し、見積書の写しも併せてご提出ください。
8	書類はどのように提出すればよいのか。	紙媒体を郵送するとともに、電子データを電子申請システム（LoGoフォーム）により提出してください。期限までに必ず両方を提出してください（郵送は消印有効）。

3. 事業（機器の導入）の実施等について		
	質問	回答
1	いつから機器の購入・契約をしてよいのか。	交付決定以降に、機器の購入や契約等を行ってください。交付決定前に購入したものは補助対象外となります。
2	製造業者の都合で、令和9年1月31日までに機器が納品されない場合も、補助を受けることができるのか。	できません。令和9年1月31日までに機器の納品・支払いまで完了している必要があるため、2月以降に支払った経費は例外なく補助対象外とします。業者等に十分確認の上、期限内に事業が完了できるようにしてください。
3	交付決定額よりも実績が安価になり（申請時の見積りより安価に購入でき）、交付決定額との差額が生じた場合、導入する機器を増やしたり、別のものを追加で購入したりすることはできるか。	できません。交付決定を行った機器・台数のみしか補助はできませんので、実績が安価になった場合は、それに伴って補助金額が減額となります。
4	数種類の介護テクノロジーの導入を検討しているが、もし事業計画が採択されたとして、採択後に事業計画で提出した対象機器のうち、1種類を取り下げる（例えば3種類の介護テクノロジーを計画していたが2種類に減らす）ことは可能か。	採択後、やむを得ない理由により、1種類を取り下げて交付申請いただくことは可能ですが、限られた予算を有効に活用する趣旨から、取り下げを前提とした事業計画書の作成、提出はご遠慮ください。
5	事業計画が採択され、内示があった後に導入機器の変更や導入台数の変更はできるか。	特別な事情が無い限り変更は認められません。原則、当初の事業計画通りに導入を行ってください。当初導入予定だった機器が販売中止となった場合等、やむを得ず機器の変更を必要とする場合は、交付決定後に、計画の変更申請書を提出してください。（内容によっては認められない場合もあります）。変更が生じないよう、事業計画の時点で、機器の精査、業者への確認等を十分に行っていただきますようお願いします。
6	実績報告はいつまでに行えばよいのか。	実績報告書は、全ての導入機器の納品、支払いまでを完了した日から1か月以内、もしくは令和9年2月10日のいずれか早い日までに提出してください。報告様式等については交付決定後に改めしてお知らせします。なお、交付要項第4条の（2）に定めるサービス（居宅サービス、居宅介護支援）は、実績報告までにケアプランデータ連携システム（「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものでも可）（以下、ケアプランデータ連携システム等）の利用を開始していなければ補助を受けることができません。
7	補助金の支払いはいつになるか。	実績報告が提出され、額の確定手続き後、令和9年3月末までに支払います。
8	特別養護老人ホームで本補助金を受けて導入したテクノロジー機器について、併設しているデイサービスでも利用したいと考えているが、可能か。	原則として、補助を受けた事業所において使用してください。

4. 補助要件等について		
	質問	回答
1	他の補助金と重複して補助を受けることはできるか。	できません。経済産業省が実施する「IT導入補助金」等、他の補助金等による補助を受けているもの及び受ける予定となっているものについては、本補助金の補助対象外となります。
2	交付要項に掲げるサービス（施設系サービス）が、交付申請の提出時までに、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」を設置していない場合、補助は受けられないか。	お見込みのとおり、補助は受けられません。なお、当該委員会を設置しているかどうかについては、交付申請時（9月頃の予定）に設置していることが確認できる書類（議事録や設置概要、構成員名簿等）を提出していただき、確認する予定です。
3	交付要項に掲げるサービス（居宅サービス、居宅介護支援）が、実績報告までに、ケアプランデータ連携システム等の利用実績がない場合、補助は受けられないか。	お見込みのとおり、補助は受けられません。なお、利用実績については、実績報告時に確認させていただきます。提出書類の詳細は追って連絡いたします。
4	居宅サービス、居宅介護支援は、「実績報告までに、ケアプランデータ連携システム等の利用を開始していること」が補助要件となっているが、データ連携実績がなくてもよいのか。	<u>システムへの登録だけでなく、データ連携（データの送受信）の実績があることが要件となります。昨年度から取扱いが変更となっておりますので、ご注意ください。</u> なお、厚生労働省が、ケアプランデータ連携システムのフリーパスキャンペーン（1年間無料で利用可能）を実施していますので、そちらもぜひご活用ください。

5	ケアプランデータ連携システムの利用開始方法を教えてほしい。	ケアプランデータ連携システムに関する情報は、国保中央会が提供する以下のサイトに掲載されています。 <ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト> https://www.careplan-renkei-support.jp/ ※サイト内では、利用開始に係る詳細な手続きについて、動画等で分かりやすく紹介されています。
6	「SECURITY ACTION」について、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合、どのように申し込めばよいのか。	事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、「法人」ではなく便宜上「個人事業主」の区分を選択して、以下の2パターンのどちらかで申し込んでください。 <パターン1> 事業所・施設が所属する法人名を登録しておきたい場合 代表者名（姓）：事業所・施設が所属する法人名 代表者名（名）：事業所・施設の名称 屋号：（記入しない） <パターン2> 事業所・施設の代表者名を登録しておきたい場合 代表者名（姓）：事業所・施設の代表者の姓 代表者名（名）：事業所・施設の代表者の名 屋号：事業所・施設の名称
7	「SECURITY ACTION」について、宣言していることを証明する書類の提出は必要か。	事業計画提出の段階では提出は求めませんが、事業計画採択後の交付申請の際に、証明となる書類をご提出いただく予定です。SECURITY ACTION申込時にメールで返送された「自己宣言IDのお知らせ」等を必ず保管しておくようにしてください。
8	「SECURITY ACTION対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること」とあるが、どういうことか。	SECURITY ACTIONは、中小企業、個人事業主及び中小企業と同等規模の団体等（社会福祉法人、医療法人等も含む）が主な対象となっているため、これらに該当しない企業等があることも考えられます。そうした企業については、例外的に、SECURITY ACTIONと同等の対策を講じていることを業務改善計画の中で宣言することで、要件を満たすこととします。同等の対策の解釈について、詳細な条件はSECURITY ACTIONのHPをご覧ください。当該HPの「一つ星を宣言する」「二つ星を宣言する」に条件が記載されています。
9	「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」への相談は必須か。	必須ではありませんが、必要に応じて、センターの相談窓口を活用してください。

5. 補助対象経費等について

	質問	回答
1	この機器（特定の介護テクノロジー）は、補助の対象となるか。	特定の機器が補助の対象であるかどうかは、原則、お答えできません。申請内容を審査した上で、対象かどうかを決定します。なお、（公財）テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム（TAIS）」で「介護テクノロジー」として選定された機器等は補助対象となります。
2	消費税及び地方消費税は対象となるか。	対象外です。
3	通信費は補助対象になるか。	通信費、保険料、メンテナンス費は対象外です。
4	介護テクノロジーのレンタル費用も補助対象となるか。	補助対象となります。
5	別売りのオプション、付属品等は補助対象に含まれるか。	機器の使用に必要な不可欠な付属品等であり、介護テクノロジーとしての最低限の機能の一部であると判断できるものであれば対象となります。
6	機器の導入に伴う工事費等は補助対象になるか。	介護テクノロジー等を使用するために必要な初期費用である設置工事費をはじめ、運搬費（配送料）、初期設定費等も補助対象となります。
7	バッテリーが付属していない場合、別売りのバッテリーは、補助対象か。	バッテリーが無ければ介護テクノロジーの機能を使用することができない場合は、補助対象です。ただし、交換用（予備）のバッテリー（予備）は補助対象ではありません。
8	移乗介護（非装着型）の介護ロボットで、スリング、シート等が付属していない場合、別売りのスリング、シート等は補助対象か。	スリング、シート等が無ければ移乗介護ができない場合は、補助対象です。ただし、交換用のスリング、シート等（予備）は補助対象ではありません。
9	導入予定の介護テクノロジーで、部品等を定期的に交換しなければならないものがあるが、そのような消耗品は補助対象か。	消耗品については、購入した機器の使用に不可欠な1回分は対象となりますが、それ以降の交換用（予備）は補助対象ではありません。

10	福祉用具情報システム（TAIS）に移乗用リフトのつり具の部分も掲載されているが、複数購入することは可能か。	補助できるのは、移乗用リフト本体の台数分までです。
11	移乗介護（非装着型）の介護ロボットで、クッションが付属していない場合、別売りのクッションは補助対象か。	補助対象ではありません。
12	見守り用ベッドで、マットレスが付属していない場合、マットレスは補助対象か。	補助対象ではありません。
13	ナースコールは補助対象か。	ナースコール本体（基幹線）の費用は補助対象ではありません。ただし、見守り機器を導入する場合で、見守り機器とナースコールを連動させるための中継ユニットやその工事にかかる経費は補助対象となります。ナースコールの子機（呼び出しボタン）は補助対象となります。
14	見守り機器が動作するために、機器を統括する管理サーバーが必要である場合、サーバーは補助対象となるか。	介護テクノロジーの動作に必要な不可欠となる附属品は補助対象となるため、管理サーバーも補助対象となります。ただし、汎用性が高いと判断した場合は補助対象外となる場合があります。
15	見守りシステムを導入する際に、Wi-Fi環境とは別に、各部屋にカメラのLAN配線工事が必要な場合には、その経費も補助対象になるか。	LAN配線工事が見守りシステムの使用に必要な不可欠なものであれば補助対象となります。
16	防犯カメラは補助対象となるか。	補助対象ではありません。
17	インカムとはどのようなものを指すのか。	インカムとは「職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのもの」で、ヘッドセット（マイクとイヤホン）や首掛け型のネックスピーカー等により、作業を中断することなく、ハンズフリーで送受信でき、情報を共有することができるものを指しています。なお、PHSは基本1対1のツールのため補助対象外ですが、製品によっては、ヘッドセット等を活用してインカムとして機能するものもありますので、カタログ等でインカム機能があることが確認できれば対象となります。
18	介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を令和9年1月31日までに支払った場合、5年分全額が補助対象となるのか。	令和9年1月31日までに支払った経費が補助対象となるため、5年分全額が補助対象となります。月額払い、年額払い及び複数年の使用権契約等、いずれの購入形態においても、当該期日までに支払った分が補助対象となります。
19	月払いのリースやサブスクリプションなどを新規に導入する場合、その経費はどこまで補助の対象となるか。	リース費用やサブスクリプション費用も含め、使用権（ライセンス）が複数年に渡る場合でも、初年度に複数年度分の費用をまとめて支払った場合は、その費用全体が補助対象となります。ただし、補助対象となるのは新規導入であり、既に契約が済んでいるものについては対象外となります。
20	一気通貫（＝転記不要＝転記等の業務が発生しなくなる）の要件について、1つのソフトではなく、複数のソフトを連携させて一気通貫が実現する場合にも補助対象となるか。	補助対象となります。なお、すでに導入済みである介護ソフトに新たな業務機能を追加すること等により一気通貫となる場合も補助対象となります。
21	記録業務と情報共有業務が可能な介護ソフトを導入したいと考えているが、既存の請求業務のシステムと連携しない場合、補助対象になるか。	補助対象とはなりません。補助を受けるためには、記録業務、情報共有業務、請求業務が一気通貫で可能となることが必要です。
22	介護ソフトに係る更新費用は補助対象か。	補助対象ではありません。
23	タブレットのカバーやフィルムは補助対象か。	補助対象ではありません。
24	施設外で使用するための携帯型Wi-Fi機器は補助対象か。	補助対象ではありません。
25	本事業で補助を受けて導入したタブレット端末等を用いて、バックオフィスソフトを利用したり、オンライン面会（テレビ会議システム等を用いて、離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行うもの）に利用したりしてもよい。	本来の導入目的に沿って（介護ソフト等のソフトウェアをダウンロードするなどして）使用していることを前提として、補助的にオンライン面会等に利用しても差し支えありません。ただし、バックオフィスソフトを導入する際の付帯費用としてタブレット端末等を申請することはできません。

6. 介護テクノロジー等の導入支援事業、介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業について

	質問	回答
1	同一年度内に、同一の目的のために複数の機器を導入することは可能か。	例えば、メーカーAの移乗用リフトAと、メーカーBの移乗用リフトBの2種類のリフトを導入したいと考えている場合、どちらか1機種のみしか補助できません。

2	1事業所あたりの機器等の補助限度台数はあるか。	「介護テクノロジー等の導入支援事業」は補助限度台数があります。（「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」には限度台数はありません。） 限度台数については、交付要項第6条第2項に記載しているとおり、利用定員数より算出します。
3	1事業所あたりの機器等の補助限度台数について、「ソフトウェアは台数の積算に含めない」とはどういうことか。	ソフトウェアは導入台数にカウントしない（一式としてカウントする）ため、それ以外の機器を限度台数まで補助が可能ということです。 例えば、定員30人（＝限度台数15台）の事業所が ・介護ソフト ・排泄支援 5台 ・移乗支援 5台 ・見守りセンサー 5台 を導入する場合、合計台数は15台となり、全て補助が可能です。
4	補助金の基準額において、インカムの上限が100万円と設定されているが、1機器あたりの上限と考えて良いか。	お見込みのとおり、1機器あたりの上限額が100万円となります。昨年度から取扱いが変更となっておりますので、ご注意ください。
5	福祉用具情報システム（TAIS）において、特定の機器等が介護テクノロジーとして選定されているかどうかはどのように確認すればよいか。	TAISのフリーワード検索等を利用し、調べたい機器等を検索すると、機器等が一覧で表示されます。そこに「介護テクノロジー」と書かれた紫色のアイコンが表示されている機器等が、TAISにおいて介護テクノロジーとして選定されているものです。
6	介護ソフトの基準額について、「職員数に応じて必要なライセンス数が増えるなど、職員数により合計金額が増える契約の場合」とは具体的にどのようなケースを想定しているか。	介護ソフトにおいて、アカウント数によってライセンス数が増える場合を想定しています。介護ソフトを使用するアカウント数によってライセンス数が増える場合、アカウント数が増えるほど、料金が増えることが一般的なため、職員数によって基準額を設定しています。
7	介護ソフトの基準額について、使うPCの台数によって金額が増える介護ソフトの場合はどのように考えるか。	一律250万円ではなく、職員数に応じて変動する基準額で考えてください。
8	介護ソフトの機能調査の結果はどこで確認できるか。	厚生労働省のHP「介護テクノロジーの利用促進」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html) 内の、「介護テクノロジーの導入に関する補助について」の「補助金参考資料」の部分に掲載されています。
9	福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象となるか。	補助対象とはなりません。 （「介護事業者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護事業者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等」に該当しないため。）
10	パッケージ型導入支援事業について、「連動することで効果が上がる」とはどのように判断するか。	例に記載しているとおり、「介護業務支援」に該当する介護テクノロジー（介護ソフト等）と他のテクノロジーを併せて活用することで、単体で活用するよりも効果的に利用できると判断できるか、といった視点で判断します。
11	パッケージ型導入支援事業について、「介護業務支援」に該当するテクノロジーとは、どのようなものが対象となるか。	福祉用具情報システム（TAIS）に「介護業務支援」として掲載された介護テクノロジー又は申請ができていない等の理由で福祉用具情報システム（TAIS）に掲載されていないが、機能等が同水準と県が判断した介護テクノロジーが対象となります。
12	パッケージ型導入支援事業について、連動要件を満たす介護ソフトと見守りセンサーに加え、ソフトと連動しない移乗用リフトを併せて導入したいと考えているが、パッケージ型の対象となるか。	パッケージ型は、「介護業務支援」に該当する機器と、そのテクノロジーと連動することで効果が上がると判断できるテクノロジーを導入する場合に限って対象となるため、介護業務支援に該当する介護ソフトと連動しない移乗用リフトを併せて導入する場合、対象とはなりません。介護テクノロジー等の導入支援事業であれば、この3種類の導入は対象となります。（ただし、1事業所あたりの限度台数までとなります）。
13	今回導入予定の見守り・コミュニケーションに該当する機器と、過去に導入済みの介護ソフトとを連動して活用したい場合、パッケージ型の対象となるか。	パッケージ型の対象とはなりません。パッケージ型として認められるのは今年度新たに導入する場合のみとなります。
14	見守り機器として「センサーマット」と「カメラ」の導入を検討しているが、「介護テクノロジー等の導入支援事業」での申請の場合、センサーマットとカメラをセットで1台としてカウントしてよいか。	センサーマットとカメラが連動して1つの見守りシステムを成す場合は、セットで1台としてカウントします。

7. 介護ソフトの定着促進支援について		
	質問	回答
1	介護ソフトの定着促進支援とは何か。	介護ソフトの導入に伴い、一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費を支援するもの。介護ソフトの各契約方式に応じた基準額に15万円を上乗せした額を基準額とする。 なお、パッケージ型導入支援に合わせて対象とする場合、パッケージ型導入支援の上限に15万円上乗せした額を基準額とする。
2	介護ソフトの定着促進支援の対象となる経費は何か。	以下の費用が対象となります ・介護ソフトと一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末（リース費用含む）） ・介護ソフトを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等） ・介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用等
3	介護ソフト又は見守り機器の導入に付帯して（介護ソフト又は見守り機器の一元管理を目的として）デスクトップPCを導入する場合は対象となるか。	対象となります。なお、一元管理という目的上、デスクトップPCを複数台導入することは想定しておりません。また、単なる事務作業の用途とみなすことができる等、汎用性が高いと判断した場合は補助対象外となる場合があります。

8. 付帯費用について（介護ソフト以外）		
	質問	回答
1	付帯費用の対象となるのは何か。	以下の費用が対象となります。 ・介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等） ・介護テクノロジーの利用にともなって導入するPC、タブレット端末等
2	タブレットやWi-Fi環境のみの導入の場合、補助対象となるか。	補助対象とはなりません。主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となります。
3	保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費等）は補助対象となるか。	主となる機器に付帯して必要となる保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費等）も、付帯費用として補助対象となります。

9. 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業について		
	質問	回答
1	業務改善支援事業のみの申請は可能か。	できません。
2	業務改善支援事業の実施は必須か。	本補助金を活用する場合、必須です。
3	「コンサルティング会社等による業務改善支援」について、機器を購入したメーカーや販売店からの操作説明やそれに係る研修会等は補助対象となるか。	導入機器の使用方法や設定に係る説明・研修等は、あくまで実用的な技術的支援であり、生産性向上に係る支援とは言い難いため補助対象となりません。原則として、機器を購入したメーカーや販売店以外の第三者からの支援を想定しています。
4	「コンサルティング会社等による業務改善支援」について、令和9年1月31日以降も継続して受けたいのだが、補助対象となるか。	令和9年1月31日までに支払いを完了したものであれば補助対象とします。例えば、年額払いの場合で、期日以降も支援を受ける場合でも、期日までに支払いができれば、その1年分が補助対象となります。
5	「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターによる業務改善支援」について、対面での研修受講にかかった交通費等は補助対象となるか。	当該研修の受講にかかった経費は一切補助対象となりません。

10. 本補助金で導入した機器の取扱いについて		
	質問	回答

1	補助金を受けて導入した介護テクノロジー等を処分する場合は手続きが必要か。	交付要項第8条に規定する補助金の交付条件のとおり、財産処分の手続きが必要となります。 なお、財産処分により収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがありますので、事前に必ず県へ御相談ください。 【財産処分が必要な場合】 補助金で取得した、価格が単価30万円以上の介護テクノロジー等を、厚生労働大臣が定める期間内に、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は取り壊すこと等を行う場合
2	補助金を受けて導入した介護テクノロジー等を有料老人ホームで使用したいが手続きが必要か。	財産処分における転用（補助財産を補助金等の交付の目的以外で使用する）に該当します。必ず、事前に県へ御相談ください。

11. その他		
	質問	回答
1	補助金が採択された場合に販売業者（メーカー）へ支払う商品代金という名目で、販売業者（メーカー）へ事業計画書等の作成を依頼しても良いか。	行政書士又は行政書士法人でない者が、申請者から報酬（※）を得て本補助金に係る申請書類等を作成した場合は、行政書士法違反となり、同法の規定により、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処されることがあります。（他の法律に別段の定めがある場合は除く。） ※「手数料」や「コンサルタント料」、「商品代金」等のいかなる名目によるかを問わない
2	要項第4条(11)の熊本県が設置する「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」から要請があった場合、他の事業所からの見学等に可能な限り協力することとはどういうことか。	本県では、「介護テクノロジーを導入後、機器等を効果的に活用し、生産性向上の取組みが進んでいる事業所」と「介護テクノロジーの導入を検討している事業所」のマッチングを図る取組みを、実施予定です。 それに伴い、本補助金で介護テクノロジーを導入した事業所については、補助金の受給に関する情報を「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」へ提供することと、当該センターから要請があった場合は、他の事業所からの見学等に可能な限り協力することに同意いただくこととしております。